

子どもと若者のセーフガーディング指針

2025 年 1 月 1 日施行

1. 目的

ECPAT／ストップ子ども買春の会（以下、ECPAT/STOP Japan）は、国際 ECPAT の活動を日本で担う団体として 1992 年の設立以来、「子どもの権利条約」第 34 条（性的搾取・虐待からの保護）に基づき、子ども買春、CSAM・CSEM（子どもへの性虐待・性搾取表現物）、性目的の子どもの人身売買の根絶を目指し、国会や省庁へのロビーイング活動、社会啓発活動、関連資料の翻訳など、さまざまな活動を行っています。

この指針は、ECPAT/STOP Japan の活動に関わる子どもや若者の尊厳が大切にされ、虐待や搾取、体罰、性暴力などを含むさまざまな暴力の危害にさらされず、安心・安全を感じられる環境を保障するために作成されました。この指針によって、組織や個々人の責任を明確にし、ECPAT/STOP Japan に関わるすべての関係者がこれを順守するように取り組みます。

2. 言葉の定義

・「子どもと若者のセーフガーディング」

組織の役員・職員・関係者によって、また事業活動において、子どもや若者にいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもや若者の安全に関わる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むことです¹。

・「子ども」

国連子どもの権利条約に基づき、18 歳未満のすべての人を指します。

・「若者」

国連の定義に基づき、15 歳から 24 歳のすべての人を指します。

・「子ども・若者に対する暴力」

子どもまたは若者に対するさまざまな形態の身体的、性的または心理的暴力で、以下のような暴力を含みます。

¹ Keeping Children Safe（2014）による定義。 *Child safeguarding standards and how to implement them*

虐待：日本の法律では保護者がその監護する子どもに対して行う身体的、心理的、性的虐待やネグレクトを指しますが、この指針では、大人から子どもへの不適切な行為全般を含むこととし、嫌がらせや乱暴な言葉がけなども含めます。

搾取：対等ではない力関係を利用したり、金銭や贈物、食料などと引き換えにしたりすることで、相手の心身の健康や社会的・情緒的発達を阻害するような仕事やその他の活動に従事させること。

性暴力：性的なことを連想させる身振りや態度をとらせたり、性的な関係や活動に関わらせたり、性的関係を持つことなど性的な暴力すべてを含みます。

体罰：保護者や教師などが肉体的また身体的な苦痛を与える罰を加えること。

3. 適用範囲

この指針が適用されるのは、下記の人たちです。

- ・ ECPAT/STOP Japan 事務局（以下、事務局）スタッフ、運営委員
- ・ ECPAT/STOP Japan の活動に関わる関係者（インターン、ボランティアなど）
- ・ ECPAT/STOP Japan が活動において共働する ECPAT 関連団体やその他外部団体関係者

4. 原則

以下の原則を満たすことによって、この指針の実現を図ります。

1) 組織の責任

ECPAT/STOP Japan は、組織として、以下のことに責任を持って取り組みます。

① 啓発

- ・ ECPAT/STOP Japan に関わるすべての関係者に対し、この指針について説明し、個々人の役割や責任について理解し、順守してもらいます。
- ・ 事務局と運営委員会は、この指針を運用するための体制を整備し、手続きや実施方法を定める関連文書などを別に作成します。
- ・ インターネットや紙面を通じて発信する際には、セーフガーディングの指針を織り込みます。

② 相談・通報への対応

- ・ ECPAT/STOP Japan の活動を通じて、子どもや若者が尊厳をおびやかされるような状況や何らかの暴力にさらされた時相談や通報できる体制を整備します。
- ・ 相談や通報を受ける担当者は適切な研修を受け、子どもや若者の声を丁寧に聴く体制をつくります。

③ 調査

- ・ 事務局および運営委員会は、子ども（保護者及び保育関係者）や若者から相談や通報を受けた場合には、迅速に調査を行い、誠意を持った対応を行います。

④ モニタリングと説明責任

- ・ この指針の取り組みの進捗について事務局は運営委員会へ報告を行い、運営委員会はこの指

針が適切に運用され機能しているか、定例会において確認し、外部への説明責任を果たします。

2) 個人の責任

ECPAT/STOP Japan に関わるすべての関係者（上記 2 の適用範囲を参照）は、この指針を理解し、子どもと若者の尊厳を守り、権利が侵害されないよう行動しなければなりません。指針や行動規範に反する問題や懸念を察知した場合には、事務局や運営委員会に報告するなど、個々人の責任を果たす対応を行わなければなりません。

3) 個人情報の保護と守秘義務

この指針に基づいて行われる通報や相談、調査などを通じて集められた情報を取り扱う際には、事務局や運営委員会など対応に関わる人々は、守秘義務を守る必要があります。集められた情報は、個人情報を保護した形で適切に記録され、保管されなければなりません。

4) 子どもや若者の参加と意見の尊重

事務局や運営委員会、この指針の運用に関わる人たちは、子どもや若者が指針を理解することができるように必要な情報を提供する必要があります。また、子どもや若者が指針の運用や改訂のプロセスに参加でき、安心して意見表明できるような場を作り、彼らの意見を尊重するよう努めなければなりません。

5) 連携機関との協働

ECPAT/STOP Japan は、子どもや若者と関わる事業やイベントなどを他の機関と連携して実施する際には、子どもと若者の権利に関する互いの責任を理解し、この指針の取り組みが確実に実行できるよう協力し合います。すべての活動において、子どもや若者がどのような暴力にもさらされず、安心・安全に過ごすことができるような環境づくりを推進します。

5. その他

本指針は、ECPAT/STOP Japan 運営委員会の決議により、必要に応じて改訂することができます。

以上